

風土と用字：上代における「湖」について

八木，毅
愛知県立女子大学助教授

<https://doi.org/10.15017/12338>

出版情報：語文研究. 9, pp.21-24, 1959-09-30. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

風土と用字

——上代における「湖」について——

延喜式卷九神祇九、遠江国浜名郡の条に、猪鼻湖神社といふのが

ある。吉田東伍博士は「後世、浜名郡の水海の支湾（大崎湖）を猪鼻湖と云ふ」がそれは誤りで、古代の猪鼻の駅は、浜名湖の南岸、橋本の宿であつたと考證し、猪鼻湖神社は、その駅の湖口を扼するところにあつたので、キハナノミナトの神社であるとしてをられるのである。（大日本地名辞書）古い時代には舟の泊りに河口が利用せられた。それも、河口に築堤して水門ができてゐたり、河口近い内陸に、湖沼でもあれば泊地としては更に都合がよかつた。

万葉集・風土記・靈異記などには、ミナトを表はす文字に、（吉田博士が猪鼻湖とよまれたやうに、）しばしば湖や潮の字が用ひられてそれが現代のごとくミヅウミの意には殆んど使はれてゐないのである。それは、何によるのであらうか。この疑問に對して山田孝雄博士は、すでに、かなり詳細に論述せられてゐるのであるが、いま諸例を検討し、博士の考説を出発点としつつ、風土的な側面から、この文字の使用の實際について考察してゆきたいと思ふのであ

八 木 毅

まづ上代の述作における「湖」の用例を挙げてみよう。

- (一) 香島郡、東大海南下総常陸堺安是湖西流海（常陸国風土記）
安是湖は、利根川の河口、銚子のこと、吉田博士によれば、文化四年に清国船が漂着してから銚子の海門はだめになつたが、それまでは千石積の大船も容易に出入してゐたといふことである。
- (二) 右の(一)四至の続き、北那賀香島堺阿多可奈湖（同前）
阿多可奈湖は那珂川河口の那珂の湊である。
- (三) 往来之舟、悉留印南之大津江、上於川頭、自賀意理多之谷引出而通出於赤石郡林潮、（播磨国風土記）
林潮は明石郡林崎村大字林（明石市林）、明石川の河口。万葉集卷七（後出）アカシノミナトとあるもの。

(四) 所以称継潮者、昔此国有一死女、爾時筑紫国火君等祖到来復

生、仍取之、故号繼潮（同前）

繼潮は飾磨郡糸引村大字繼（姫路市継）の八家川河口。

(四) 佐太川、源有二（分注略）南流入佐太水海、即水海周七里有鮎水海通入海、潮長一百五十歩広一十歩（出雲国風土記）

佐太潮は、佐太水海から南側の宍道湖に通ずる水路を利用した泊り。

(五) 藪、長三里一百歩広一里二百歩、松繁多矣、即自神門水海通

大海潮、長三里広一百廿歩（同前）

藪潮は神門水海から日本海に通ずる水路を利用した泊りで、神戸川の河口。

(六) 稲日野毛去過勝爾思有者心悉敷可古能島所見一云湖見（万葉集卷三、二五三）

可古湖は加古川の河口。類聚古集には湖は潮。

(七) 吾船者枚乃湖爾撈將泊奥部莫避左夜深去来（同前、二七四）

枚乃湖は滋賀県滋賀郡小松村比良、雄松崎の附近。

(八) 蘆辺波鶴之哭鳴而湖風寒吹良武津乎能埼羽毛（同前、三五二）

津乎能埼は、和名抄に近江国浅井郡都宇郷（東浅井郡朝日村

のあたり）とする代匠記の説に対して、伊豫国野間郡説もあって不明。湖風は、後出の湖舞と同様、普通名詞の造語成分となつてゐる。

(九) 近江之海湖者八十何爾加君之舟泊草結兼（同前卷七、一一六九）

湖はここでも、(八)の場合と同様に、普通名詞として用ゐられてゐる。

(一〇) 大海爾荒莫吹四長鳥居名之湖爾舟泊左右手（同前、一一八九）

居名之湖は猪名川河口。いまの尼ヶ崎市東部。

(一) 吾舟者明石之湖爾撈泊牟奥方莫放狭夜深去来（同前、一二二九）

明石之湖は明石川の河口。いまの明石市船上。古葉略類聚鈔には明且石之潮。

(二) 高島の足利湖乎撈過而塩津菅浦今香將撈（同前卷九、一七三四）

足利湖は安曇川の河口。

(三) 湖葦交在草知草人皆知吾裏念（同前卷十一、二四六八）

湖葦は河口のみなど近辺に生ひしげつてゐる葦。類聚古集に潮葦。

(四) 湖核延子菅不竊隠公察乍有不勝鴨（同前、二四七〇）

類聚古集に潮。

(五) 湖軒爾満来塩能弥益二恋者雖刺不所忘鴨（同前卷十二、三一五九）

湖軒は湊回で湊のめぐりの意。

右にあげた湖・潮について、はじめて注を付したのは、周知のごとく仙覚であった。万葉抄卷三に「湖ノ字訓、ウシホ不審ナリ、ミナトニツカヘルコトハ阿波国風土記中ニ、中潮、呉潮ナドニモ用之タリ」とあつて、仙覚は、湖・潮をすべてミナトと訓まねばならぬことについて不審を抱いてゐたことが判るのである。このことは、彼の時代に、すでに湖または潮が、ミナトの意に用ゐられなくなつてゐたことを示してゐるのである。

仙覚が万葉集のいはゆる新点に奏状を添へて後嵯峨上皇に奉った

のが建長二年(一二五三)、仙覚抄の成つたのが文永六年(一二六九)、それにおくれること四十五年、正和四年(一三一五)頃に色葉字類抄を増補して出来た伊呂波字類抄には、湖は水海とともにミヅウミとして出てゐるのである。観智院本類聚名義抄にも湖は水ウミ、ミナトには湊がでてゐるのであるから、仙覚が不審を抱き、伊呂波字類抄が湖をミヅウミとのみしたのは当然であるといふべきである。しかし仙覚の新品にわづかに先んずる字鏡集には、潮に、ミナツの訓があるのは注目すべきである。

(一)から(四)までに挙げた諸例を見るに(一)(二)(三)(四)(五)(六)は(七)も河口のミナトに湖または潮の字をあててゐることが明らかであつて、(八)についてはいまだ詳かにしないが、その場所が明らかになれば或ひは同様なことがいへるのではないかと思はれるのである。また右に引例したものだけについてみても(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)などは湖とあり、(九)(十)などは潮となつてゐて、それらの中にも写本によつては湖が潮となつてゐるもの、潮が湖となつてゐるものがあつたりするのである。

(四) 紀万侶朝臣居住於同国日高郡之潮(中略)水甚荒、忽絶繩解棧、過潮入海(靈異記下巻第二五話)

日高郡之潮は日高川河口。現在の御坊港。

(四) 伊勢勅使進発、依保曹久毘南江潮、匹駕曹甞立(大神宮儀式解卷第一所引、勅使部類、長治二年(一一〇五)八月十三日条、大神宮叢書本39頁)

(四) 南は海湖あり漁舟浪に浮ぶ(東関紀行)海湖は二字でミナトと訓む。

右のやうに時代をくだつてきて湖・潮をミナトに用ゐる下限は、管見に従へば、鎌倉初期、十三世紀半ばの(四)および前述の字鏡集のあたりまでで、これらと前後してなつた海道記には、湖を、ミヅウミに使つてゐるのである。

ミヅウミは、(四)内にも見らるる如く、水海と書かれ、或ひはアウミといふ言葉は淡海、相海などの文字を用ひて記した。和名抄は湖を「広雅云大池也、和名三都宇美」としてゐて本義についてのわきまへは、辞書的にはあつたといふことだけは知ることができるのである。

ミナトは本来、水門の意であることはいふまでもない。おほ門、河門、瀬戸、長門、鳴門、鳥門、難波戸、明石の門などといはれる門は、水路の両側が狭くなつてゐるところで、それらの内、船舶の停泊に都合のよいところには自然と船があつまつて湊の字であらはされるミナトとなり、万葉集では、湊、水門、美奈刀などでも表記せられたのである。そこにはミナトノカミが祀られ、水門神(日本書紀)、湊神、湊口神(三代実録)などが史書に見られ、本稿冒頭にあげた湖ノ神もでくるのである。

それでは湖・潮の文字を何故、ミナトに用ゐたのであるかといふことになるが、そこで考ふべき殆んどことはすでに山田孝雄博士が万葉集講義において述べてをられるので、ここにその大略を引き、さらにわたくしのささやかなる考説を加へむとするのである。

山田博士は(四)の歌の講義において、

「潮見」を如何によむべきか。古写本には(細井本を除く)いづれも「潮」を「湖」につくれり。而して京都大学本には「ウミミ

「ユ」と訓を施せるが、他の古写本には訓なし。契沖は潮字を「ミナト」とも「ハマ」とも「シホ」ともよむべき由をいひて断案を下さず、童蒙抄は「ウミミユ」とよみ、考には「湖見」の誤としてミナトミユとよみ、楓落葉は「湖見」の誤として「ミトユミ」と訓したるが、略解、攷証以下は考の説によれり。さてこの字は本によりて「潮」とも「湖」とも書けるが、先づ「潮」字につきて考へるに、これを「しほ」とよみては全く意通ぜねば、その意にあらざるべきこと明らかなり。(中略)さて「湖」には果してミナトとよむべき理由ありや。「湖」は通常ミヅウミと訓ずるものにして、ミナトとよむは不審なるが如し。然れども説文を見れば「湖ハ大陂也」とありて、本義はミヅウミの義にあらず。或はその大陂の義よりミナトの訓を加へしならむ。然らば義訓といふに似たり。(中略)「潮」は如何といふに、これには如何にしてもミナトの訓の出づべき点を見ず(中略)徳富蘇峯氏蔵の長曆五年正月(注長曆四年十一月十日、長久元年に改元)書写の大唐西域記卷十を閲覧せしに「潮波交帶域邑」といふ文字を記してその「潮波」に「コハ」といふフリガナを施せり。而してこは正しく「湖波」とあるべきところなり。(中略)さてこそ潮は湖の別体にして、しかもその莊重なる体なりといふ意識を有したりしものと考へられる。かく考ふるときは「潮」はミナトに用ゐるは当初よりしか書きたりしものにして、伝写の際に訛りしものともいふをえざるものならむ。

博士の所説を約三分の一に要約すれば大体以上の如くであつて、本稿で取上ぐべきところは略つてきたるものといつても過言ではないのである。

かくの如くにして湖がミナトの意に用ゐられるに至つたのは、支那とはおもひきを異にしたわが国の風土の影響があつたからではないかと考へるのである。

前述のやうに、万葉集ではミナトの義に、湊、水門を用ゐてゐるのであるが、前者がより人文地理的な理解にもとづくのに対して、後者はより自然地理的な把握の仕方にもとづく用字である。(他の「可古能湖」は一方では「鹿子ノ水門」(応神紀十三年)と書かれてゐるのである。これも前述のやうに、水門は、ミナトのわが国における語源を示すと同時に、渚水之大陂也といふ、湖の本義にもかかりつつ、湖の訓を示唆してゐるともいふことができるのである。古代のひとが大和から河内に出て、摂津に來りて、のらうとする船の舫つてゐるのは大和川、淀川の河口の「大陂」のかけである。その難波の津をたつて西に向ふ場合、猪名のミナトも、武庫のミナトも、加古のミナトも、繼のミナトも、これらすべてが河口にあつて、やはり「大陂」にかこまれた「湖」の感じのある泊りであつた。大陂によつて水門が形づくられ、湊をなしてゐた。そこに停泊し、上陸し、船出する体験をもつた彼らによつて、はじめて「湖」字が、ミナトの意に用ゐられた。しかし、上代において「みづうみ」よりも有力であつた「あはうみ」の勢力が、次第に、時代の降下と共に逆転し、源氏物語の頃にはもう、「みづうみ」が有力となり、それに対応する本来の漢字が、辞書的なよそはひをもつて次第に述作の上にはあらはれる頃には、万葉びとの伝統を重んじたごく一部の文人以外には、湖はミヅウミとしてのみ理解せられ、鎌倉時代に入つた、とわたくしは考へるのである。